

解体用機械運転技能特例講習の受講要件の追加

車両系建設機械（解体用）運転技能特例講習の受講要件については先にお知らせしましたが、この度、新たに下記の**受講要件が追加**されましたので、再度ご通知いたします。

この特例講習の受講要件に該当する方は「特例講習」を受講し、特例講習の受講要件に該当しない方は「平時の技能講習」を受講することとなります。

新たに追加された特例講習の受講要件

1. 建設機械施工技術検定に合格した者のうち、1級に合格し、実地試験においてショベル系を選択した者又は2級の第2種に合格した者であって、
 - ①鉄骨切断機等の運転経験が6カ月以上ある者は、**第1種技能特例講習**を受講できる。
 - ②鉄骨切断機等の運転経験が6カ月未満である者は、**第2種技能特例講習**を受講できる。
2. 建設機械施工技術検定に合格した者のうち、1級に合格し、実地試験においてトラクター系を選択したものの又は2級の第1種若しくは第3種に合格した者であって、鉄骨切断機等の運転経験が6カ月以上ある者は、**第3種技能特例講習**を受講できる。
3. 建設機械施工技術検定に合格した者のうち、1級に合格し、実地試験においてモーターグレーダーを選択した者であって、鉄骨切断機等の運転経験が6カ月以上ある者は、トラクター系の選択者に準じて**第3種技能特例講習**を受講することができる。

受講要件の追加による技能特例講習受講要件

上記受講要件が追加されたため、従前を併せると**下記の受講要件**となります。

種 類	特 例 講 習 受 講 要 件
第1種	① 改正前の車両系建設機械（解体用：ブレーカ）運転技能講習修了者であって、平成25年7月1日時点で鉄骨切断機等の運転経験が6カ月以上ある者 ② 建設機械施工技術検定に合格した者のうち、1級に合格し、実地試験においてショベル系を選択した者又は2級の第2種に合格した者で、鉄骨切断機等の運転経験が6カ月以上ある者
第2種	① 改正前の車両系建設機械（解体用：ブレーカ）運転技能講習修了者であって、平成25年7月1日時点で鉄骨切断機等の運転経験が6カ月未満である者 ② 建設機械施工技術検定に合格した者のうち、1級に合格し、実地試験においてショベル系を選択した者又は2級の第2種に合格した者で、鉄骨切断機等の運転経験が6カ月未満である者
第3種	① 車両系建設機械（整地・運搬・積込用及び掘削用）運転技能講習修了者であって、鉄骨切断機等の運転経験が6カ月以上ある者 ② 建設機械施工技術検定に合格した者のうち、1級に合格し、実地試験においてトラクター系を選択した者又は2級の第1種若しくは第3種に合格した者で、鉄骨切断機等の運転経験が6カ月以上ある者 ③ 建設機械施工技術検定合格した者のうち、1級に合格し実地試験においてモーターグレーダーを選択した者で、鉄骨切断機等の運転経験が6カ月以上あるもの
第4種	① 鉄骨切断機等の運転経験が6カ月以上あるもの（車両系建設機械運転技能講習を修了していないもの）